

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市職員退職手当支給条例（昭和41年東村山市条例第8号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴い、定年引上げの実施等による退職手当の基本額の算定に係る特例（ピーク時特例）の導入その他所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市職員退職手当支給条例（昭和41年東村山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の3第1項中「第8条」の次に「又は第9条の2」を加える。

第5条第1項中「含む」の次に「。次条第1項において同じ」を加え、同条第2項中「その者の」を削り、「における」の次に「その者の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。
- (1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額
- (2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条中「前条」を「前2条」に、「これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同条に次の表を加える。

第5条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第2項	前項	第6条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者

		の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ア	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、次条の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第5条の2第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第5条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第7条第1項中「公務上」の次に「又は通勤上」を加え、「対して支給する退職手当の基本額は、第5条の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額」を「対する第5条及び第5条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第5条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条第2項	前項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	前条の	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項第2号ア	前条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第5条の2第2項	前項の	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第5条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第7条第2項中「公務上」の次に「又は通勤上」を加え、「より職員の公務災害に対する」を「よる」に改める。

第8条第1項中「（以下「調整額点数」という。）」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第9条の2 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	次条に	第9条の2の規定により読み替えられた
--------	-----	--------------------

		第9条第1項に
	同じ。)	同じ。) それぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第9条第1項	として、	として20年前までの期間又は法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

第10条第1項中「同項」を「同条」に改める。

第17条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の6条を加える。

第6条 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（あらかじめ任命権者が市長と協議して承認を得たものに限る。）には、

第8条から第9条の2までの規定により計算した退職手当の調整額を支給することとする。

第7条 東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東村山市条例第 号）の規定による改正後の東村山市職員の給与に関する条例（附則第11条において「新給与条例」という。）附則第9項の規定による職員の給料月額の変更（次条において「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第8条 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第3項に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 第5条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の変更をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の変更をする条例等が制定された場合

にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）

（以下この条において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この条及び附則第10条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び附則第10条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第5条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条 当分の間、第6条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「定年（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年東村山市条例第 号）第1条の規定による改正前の東村山市職員の定年等に関する条例第3条に規定する60年とする。））」とする。

第10条 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する附則第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条第2 項第1号	及び上位減額 前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位 減額前給料月額に100分の10を乗じ て得た額の合計額
	第5条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適 用する第5条第1項

附則第 8 条第 2 項第 2 号	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
附則第 8 条第 2 項第 2 号ア	第 5 条第 1 項	第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 5 条第 1 項
附則第 8 条第 2 項第 2 号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
附則第 8 条第 2 項第 3 号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額に、
附則第 8 条第 2 項第 3 号ア	第 5 条第 1 項	第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 5 条第 1 項
附則第 8 条第 2 項第 3 号イ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
附則第 8 条第 3 項	前項の	附則第 10 条の規定により読み替えて適用する前項の
附則第 8 条第 3 項第 1 号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
附則第 8 条第 3 項第 2 号ア	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
附則第 8 条第 3 項第 2 号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額

下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第11条 当分の間、新給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(再任用職員に関する経過措置)
- 2 令和14年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の東村山市職員退職手当支給条例第2条の規定の適用については、同条中「採用された者」とあるのは、「採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項並びに附則第6条第1項及び第2項の規定により採用された者」とする。

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正
する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、市から給料を支給される職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(法第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)とする。

(一般の退職手当)

第4条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条又は第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額(次項において「退職手当の調整額」という。)を加えて得た額とする。

2 (略)

(退職手当の基本額)

第5条 退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。次条第1項において同じ。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定により計算した金額が、退職の日におけるその者の給料月額に43を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

旧 条 例

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、市から給料を支給される職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)とする。

(一般の退職手当)

第4条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の規定により計算した退職手当の調整額(次項において「退職手当の調整額」という。)を加えて得た額とする。

2 (略)

(退職手当の基本額)

第5条 退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

新 条 例

(給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち規則で定める期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる

旧 条 例

新 条 例

割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額
- (2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条の3第2項第1号の規定に該当する者（公務外の死亡により退職した者を除く。）又は同項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第2項	前項	第6条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2

旧 条 例

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条の3第2項第1号の規定に該当する者（公務外の死亡により退職した者を除く。）又は同項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

新 条 例

		を乗じて得た額の合計額
	<u>当該給料月額</u>	<u>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第5条の2第1項</u>	<u>前条の</u>	<u>次条の規定により読み替えて適用する前条の</u>
<u>第5条の2第1項第1号</u>	<u>及び特定減額前給料月額</u>	<u>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>前条第1項</u>	<u>次条の規定により読み替えて適用する前条第1項</u>
<u>第5条の2第1項第2号</u>	<u>給料月額に、</u>	<u>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u> に、
<u>第5条の2第1項第2号ア</u>	<u>前条第1項</u>	<u>次条の規定により読み替えて適用する前条第1項</u>
<u>第5条の2第1項第2号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	<u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、次条の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により計算した場合</u>

旧 条 例

--	--	--

新 条 例

		の退職手当の基本額に相当する額
第5条の2第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第5条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 公務上又は通勤上の死傷病により退職した者に対する第5条及び第5条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条第2項	前項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項

旧 条 例

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)	
第7条	公務上の死傷病により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

新 条 例		
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	前条の	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ア	前条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第5条の2第2項	前項の	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項の

旧 条 例		

新 条 例

第5条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第5条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

2 前項の公務上又は通勤上の死傷病によるものかどうかは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による認定の結果によらなければならない。

（退職手当の調整額）

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,100円を乗じた額とする。

（1）～（7）（略）

2～4（略）

（管理監督職務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第9条の2 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同

旧 条 例

2 前項の公務上の死傷病によるものかどうかは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により職員の公務災害に対する認定の結果によらなければならない。

（退職手当の調整額）

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,100円を乗じた額とする。

（1）～（7）（略）

2～4（略）

新 条 例

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	次条に	第9条の2の規定により読み替えられた 第9条第1項に
	同じ。)	同じ。) それぞれの期間ごとに、当該期 間
	その者の調整 額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第9条第1項	として、	として20年前までの期間又は法第28 条の2第1項に規定する他の職への降任 をされた日の前日の属する月の末日を起 算日として

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条 第4条の3第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するもの
に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に
掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、そ
の乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 (略)

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職
員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定に
よる懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」)

旧 条 例

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条 第4条の3第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するもの
に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に
掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、そ
の乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 (略)

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職
員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定に
よる懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受け

新 条 例

という。)を受けたとき。

- (3) 退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職手当管理機関は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し第15条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

旧 条 例

たとき。

- (3) 退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職手当管理機関は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し第15条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

新 条 例

2～6 (略)

(遺族の退職手当の返納)

第19条 退職手当管理機関は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2・3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職手当管理機関は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした職期間中に懲戒免職等処

旧 条 例

2～6 (略)

(遺族の退職手当の返納)

第19条 退職手当管理機関は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2・3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職手当管理機関は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを

新 条 例

分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する東村山市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当

旧 条 例

疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する東村山市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当

新 条 例

等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

旧 条 例

等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当管理機関は、退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

新 条 例

附 則（昭和41年東村山市条例第8号）

第6条 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（あらかじめ任命権者が市長と協議して承認を得たものに限る。）には、第8条から第9条の2までの規定により計算した退職手当の調整額を支給することとする。

第7条 東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東村山市条例第 号）の規定による改正後の東村山市職員の給与に関する条例（附則第11条において「新給与条例」という。）附則第9項の規定による職員の給料月額の変定（次条において「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第8条 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第3項に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 第5条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の変定をす

旧 条 例

附 則（昭和41年東村山市条例第8号）

新 条 例

る条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この条において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1） その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれが多い額（以下この条及び附則第10条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（2） その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び附則第10条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職

旧 条 例

--

新 条 例

したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第5条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 4.3以上 上位減額前給料月額に4.3を乗じて得た額

(2) 4.3未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 4.3以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に4.3から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 4.3未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2

旧 条 例

新 条 例

号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条 当分の間、第6条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「定年（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年東村山市条例第 号）第1条の規定による改正前の東村山市職員の定年等に関する条例第3条に規定する60年とする。））」とする。

第10条 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する附則第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条第2 項第1号	及び上位減額 前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第5条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する第5条第1項
附則第8条第2 項第2号	及び下位減額 前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第8条第2 項第2号ア	第5条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する第5条第1項
附則第8条第2 項第2号イ	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た

旧 条 例

新 条 例

及び退職の日 におけるその 者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月 額及び当該給料月額に100分の10を 乗じて得た額の合計額
----------------------------	--

第11条 当分の間、新給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定
による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給
料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

旧 条 例